

沖縄県子育て支援パスポート事業実施要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、沖縄県（以下「県」という。）が、社会全体で子育て世帯を支援する機運の構築を図ることを目的とした子育て支援パスポート事業（以下「事業」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規約における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 利用者 沖縄県に在住している、妊婦または18歳未満の子どものいる子育て世帯を構成する者のうち、別途定める利用規約に同意した者。
- (2) 協賛店舗等 本事業への協賛の登録を行い、利用者に独自に設定する子育て支援サービスを提供する店舗又は施設。
- (3) 子育て支援サービス 協賛店舗等が独自に設定するサービスをいい、次のとおり区分する。

ア お得なサービス（商品の割引、景品やおまけの提供等）

イ やさしいサービス（ミルクのお湯の提供、手荷物の預かり等）

ウ ベンリな設備（授乳スペース、子ども用トイレ等）

※イ及びウに含まれる未就学児を対象としたサービスをフレンドリーメニューと呼ぶ。

- (4) おきなわ子育て応援パスポート 県が利用者の証として配布するもので、協賛店舗等に提示することにより、子育て支援サービスを受けることができるもの。
- (5) 認定証 認定ステッカー等、本事業の協賛店舗等であることを表示するために、県が交付するもの。
- (6) おきなわ子育て応援パスポートサイト 協賛店舗等が子育て世帯に提供するサービス内容を情報発信することを主な目的として県が運営するホームページ。

(事業の内容)

第3条 本事業は、利用者がおきなわ子育て応援パスポートを協賛店舗等に提示することにより、各協賛店舗等において、子育て支援サービスを受けることができるものである。

(事業の実施)

第4条 県は、本事業を実施するため、「沖縄県子育て支援パスポート事務局」（以下「事務局」という。）を設置し、次に掲げる事務を行う。なお、当該事務については、県が選定する第三者へ委託することができる。

- (1) 協賛店舗等の募集
- (2) 協賛店舗等の申込受付、審査、登録等の事務

- (3) 協賛店舗等へ認定ステッカー等の交付
- (4) 子どもおよび妊婦がいる世帯、県内店舗・施設への本事業の周知
- (5) 協賛店舗等のおきなわ子育て応援パスポートホームページ等による周知
- (6) その他本事業の実施に関し必要な事項

(パスポートの配布対象)

第5条 沖縄県に在住している、妊婦または18歳未満の子どものいる子育て世帯。

(おきなわ子育て応援パスポートの入手)

第6条 利用者は、本規約の内容に同意の上、携帯電話またはパソコン等から「おきなわ子育て応援パスポートホームページ」にアクセスし、おきなわ子育て応援パスポート画像データをダウンロードして入手するほか、各市町村においておきなわ子育て応援パスポートを入手することができる。

(おきなわ子育て応援パスポートの管理)

第7条 利用者は、おきなわ子育て応援パスポートの利用にあたり、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 利用者は、自己の責任においておきなわ子育て応援パスポートを管理するものとする。
- (2) おきなわ子育て応援パスポートは、利用者以外へ譲渡、貸与することはできない。
- (3) おきなわ子育て応援パスポートの紛失・盗難等による損害等については、利用者の責任とし、県は一切の責任を負わないものとする。

(子育て支援サービスの利用)

第8条 利用者は、おきなわ子育て応援パスポートを提示することにより、協賛店舗等が提供する、割引・優待など経済的なサービス、ベビーベット設置等の設備面でのサービス等の子育て支援サービスを受けることができる。

- 2 協賛店舗等によっては、おきなわ子育て応援パスポート以外の方法を併用して、利用者であることを確認する場合や利用条件を設ける場合がある。
- 3 協賛店舗等によっては、事前の断りなく子育て支援サービスの内容を変更したり、子育て支援サービスを停止する場合がある。

(沖縄県以外でのおきなわ子育て応援パスポートの利用)

第9条 おきなわ子育て応援パスポートに表示されている全国共通ロゴマークを提示すると、沖縄県以外での店舗等においても子育て支援サービスを受けることができる。特に、未就学児のいる世帯の利用者は、「フレンドリーメニュー」として、「粉ミルクのお湯の提供」、「ベビーカー入店可能」等の子育て支援サービスを受けることができる。

ただし、フレンドリーメニューを含めた子育て支援サービスが全ての店舗等で提供されるものではない。

(おきなわ子育て応援パスポートの有効期限)

第10条 おきなわ子育て応援パスポートの有効期限は、第2条第1項第1号の規定に掲げる利用者でなくなった場合とする。

(禁止事項)

第11条 利用者は、次のいずれかに該当する行為を行うことはできない。

- (1) 他人の情報または虚偽の情報により利用すること。
- (2) 本事業の運営を故意に妨害すること。
- (3) 本規約、その他法令等に反する行為を行うこと。

(協賛登録の対象店舗等)

第12条 協賛店舗等は、沖縄県内に所在する施設に限る。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の協賛店舗等として登録することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれに類するもの
- (2) 沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年5月15日条例第11号）に規定する青少年の立入禁止の場所として指定するもの
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの
- (4) 暴力団が関連するもの、その他反社会的勢力の関連するもの
- (5) その他、本事業の趣旨にそぐわないと認めるもの

(協賛店舗等の登録の手続き)

第13条 本事業への協賛店舗等としての登録を希望する店舗等は、協賛登録申込書（様式1）により県に申し込みを行い、県と協議することとする。

- 2 県は、店舗等が、第1項に定める申込みを行った時点で、県と店舗等との権利義務関係について定める本規約の内容に同意したものとみなすこととする。
- 3 県は、協賛登録後に、協賛店舗等へ認定ステッカー等を交付する。

(子育て支援サービスの提供)

第14条 協賛店舗等は、利用者がおきなわ子育て応援パスポートを提示することにより、協賛登録した内容による子育て支援サービスを提供することとする。

- 2 協賛店舗等は、おきなわ子育て応援パスポート以外の方法を併用して利用者であることを確認したり、利用条件を設けることができる。

3 実施に関し必要な費用は、協賛店舗等が負担するものとする。

(協賛店舗等の責務)

第 15 条 協賛店舗等は、次の各号に定める事項を遵守し、協賛登録内容について一切の責任を負うものとする。

- (1) 本規約の内容を遵守すること。
- (2) 認定ステッカーの複製や他人に譲渡・貸与するなどの行為をしてはならないこと。
- (3) その他、協賛を行うことに関し、県、利用者等に損害等を及ぼす行為等、不適當な行為をしてはならないこと。

(登録事項の変更)

第 16 条 協賛店舗等は、子育て支援サービスの内容など協賛登録申込書の記載事項について変更しようとするときは、協賛登録事項変更届(様式 2)を県に提出するものとする。

(登録の廃止)

第 17 条 子育て支援サービスを廃止しようとするときは、協賛登録廃止届(様式 3)を県に提出するものとする。

(協賛店舗等の登録の取消し)

第 18 条 県は、次の各号に該当する場合には、協賛店舗等としての登録取り消し及びおきなわ子育て応援パスポートサイトに掲載中の情報の削除を行うことができるものとする。

- (1) 協賛規約に違反した場合
- (2) その他、協賛店舗等の協賛実施状況が本事業の趣旨にそぐわないと県知事が判断した場合

(個人情報の保護)

第 19 条 県は、協賛店舗情報等、本事業の事務を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃棄等について、沖縄県個人情報保護条例(平成 17 年 3 月 31 日条例第 2 号)に基づき、適正に取扱うこととする。

(事業の停止)

第 20 条 県は、利用者および協賛店舗等に事前に通知することなく、本事業を停止する場合があります、利用者は予めその旨を承諾したものとする。

(免責事項)

第 21 条 県は、利用者と協賛店舗等との間の実際の取引等には一切関与しないものとし、

本事業に関連して利用者に何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、県はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとする。

(規約の追加・変更)

第 22 条 県は、利用者および協賛店舗等からの同意を得ることなく、本規約を追加・変更する場合がある。利用者は予めその旨を承諾したものとする。

(他都道府県との連携)

第 23 条 県は、本事業の目的を達成するため、本事業と同趣旨で実施されている他都道府県の事業との連携を図る。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。